

第四十六回

約と呼んでおりますが、契約を締結することができるよういたしております。

工組合についてのみ交渉の権限を与え

ございますが、まず、全国ないしは

活動の相当部分が中小企業者によって

が中小企業者のウエートが半分以上で

その地区内で資格事業を営んでおりま

いる、これは法律では三分の二となつ

となっている、そういうような商工組

でござります。

可制といたしまして、認可を受けまし

いたします。したがって、三にあ

は相当シビアな認可基準をつくって

して中小企業者の経営の安定に著しい

りまして、かつ、これを放置いたしま

支障を生ずるおそれがあること、それ

対処いたしましたして、みずからの経営の

えないこと、それから第三に、消費

8

おそれがないこと、こういう要件を満たすときに認可をする、こういうことになっております。

ただ、この中で修正点といたしまして、中小企業者が大企業の進出に対して「経営の合理化又は事業の転換を円滑に行なうための必要な最少限度をこえないこと」というのが原案でございまして、これではちょっと要件がシビア過ぎるのではないかという御議論から、「事業の転換」ということばと「最少限度」というのを衆議院段階におきまして修正になっております。

それから最初、この「中小企業者の経営の案定に著しい悪影響を及ぼす」というのを、原案では「重大な悪影響」「重大な」というのもちょっと意味が強過ぎるのではないかということと、交渉の要件を容易にするという意味合いにおいて修正されたものと考えております。

それから次に、商工組合から特殊契約を締結するための交渉を行ないたい旨の申し出を受けました大企業は、正当な事由がない限り、その交渉に応じなければならぬということにしております。

それから、先方が、大企業が交渉に応じないあるいは交渉が不調であるというときに、当事者から申し立てがありまして、主務大臣は中小企業調停審議会の意見を聞いて、あっせんあるいは調停を行なうということになっております。調停の場合には、調停案を主務大臣が両者に、関係者に示すと同時にそれを公表するというようになっております。示してその調停に従うように勧告をすると同時に、それを公表するということになっております。

それから商工組合連合会につきましても、商工組合と同様に交渉資格がある。ただし、この場合には下部の商工組合から上部の連合会が交渉の権限の移譲を受けている場合に限るわけでございます。

それから最後に、中小企業調停審議会に専門委員を置きまして、そうして審議会が関係行政機関に対して資料の提出その他の協力を求めるということにいたしまして、調停審議会の機能の充実をはかることにいたしましたのであります。これが改正点の要点でございます。

以上、補足説明を終わりたいと思っております。

○委員長(前田久吉君) 以上で補足説明は終了いたしました。

それではこれより質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○近藤信一君 本法の改正がさらに衆議院で修正されまして、衆議院の方から説明は来られませんが、この点、修正部分について長官から若干説明をしていただかなければならぬのじゃないかと思うのですが。

○政府委員(中野正一君) 修正点について御説明申し上げます。

最初は、法律のほうで申し上げますと、先ほど私が申し上げましたように、中小企業のウェイトが高い業種で、しかも中小企業者の三分の二以上が組合員になっておるといふような商工組合が交渉する権限があるわけでありまして、交渉する場合に、相手方は中小企業者以外のものではないかと、これは会社及び個人に限るということになっております。したがって、

生協であるとか、農協等は入りません。これは十七条の從來からあります組合交渉——組合協約といっておりますが、これにつきましては同様に農協、生協は除いておきますが、それと同じような趣旨で会社と個人に限っております。そういういわゆる大企業が大規模な資格事業の開始——資格事業の開始というものは、商工組合の定款に定めてあります事業、それを開始するとか、あるいはそういう事業を一律に拡大するというものためにいわれる中小企業者に不況の事態が出てくるとか、あるいは現在そういう事態が出てきておるのをさらに悪化させる大企業の進出によって、その他区内において資格事業を営んでおる中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼすおそれがあるときに、交渉をして特殊契約をすることができ、こういう規定が十七条の第五項で新しくできるわけでございますが、このいま申し上げました「中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼすおそれがあるとき」と交渉ができるというのを、「重大な悪影響」というのはちょっときつ過ぎやせぬかということと、交渉がしやすいように、「著しい悪影響」といふふうに直されたと思ひます。

それから、第二点は、先ほども申し上げましたように、特殊契約ができた場合に、これは主務大臣の認可を受けなければならぬわけですが、その認可要件の中に、やはりいま申しましたと同じような趣旨でございますが、第一は、いま言ったような事態を放置いたしますと、「国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがある」と認められる場合に認可をする。こういうことでこれも国民経済の発展に「著しい支障」といふのは、ちょっとこれもきつ過ぎやせぬかということと、主務大臣の認可の要件の「著しい」といふのを削つたらどうか。国民経済の「発展に支障を生ずるおそれがある」といふふうに訂正されたわけでありまして、

その第三点は、その次でございますが、先ほど申し上げましたように、今度の法案の趣旨は、大企業の進出というのに対して、待ったをかけるわけでございますから、その待ったをかける間に中小企業者みずからが體質改善、経営の合理化をやらなければならぬわけですが、したがって、そういう中小企業者が、当然のことでありまして、経営の合理化あるいは體質改善と云うことをやることに必要な限度のものでなければならぬという意味のことを第二号に掲げてあります。そのときに、「中小企業者が経営の合理化又は事業の転換を円滑に行なうため」と、「事業の転換」といふと、何かその中小企業者に事業をやめさせるというふうなふうな印象を与えやせぬかというふうなことから、これもちょっときつ過ぎるという意味合いもあつたと思ひます。削つて、むしろ中小企業者が経営の合理化をやるのに「必要な限度」といふことのほうが適當ではないかということと、したがってそのあとの「必要な最少限度をこえないこと」といふその「最少」といふのも、わざわざこへ強く「最少」といふなくても「必要な限度」といふことでわかるじゃないかということと、「必要な限度」といふことで、「最少」といふことを削除する、これ

可をする。こういうことでこれも国民経済の発展に「著しい支障」といふのは、ちょっとこれもきつ過ぎやせぬかということと、主務大臣の認可の要件の「著しい」といふのを削つたらどうか。国民経済の「発展に支障を生ずるおそれがある」といふふうに訂正されたわけでありまして、

その第三点は、その次でございますが、先ほど申し上げましたように、今度の法案の趣旨は、大企業の進出というのに対して、待ったをかけるわけでございますから、その待ったをかける間に中小企業者みずからが體質改善、経営の合理化をやらなければならぬわけですが、したがって、そういう中小企業者が、当然のことでありまして、経営の合理化あるいは體質改善と云うことをやることに必要な限度のものでなければならぬという意味のことを第二号に掲げてあります。そのときに、「中小企業者が経営の合理化又は事業の転換を円滑に行なうため」と、「事業の転換」といふと、何かその中小企業者に事業をやめさせるというふうなふうな印象を与えやせぬかというふうなことから、これもちょっときつ過ぎるという意味合いもあつたと思ひます。削つて、むしろ中小企業者が経営の合理化をやるのに「必要な限度」といふことのほうが適當ではないかということと、したがってそのあとの「必要な最少限度をこえないこと」といふその「最少」といふのも、わざわざこへ強く「最少」といふなくても「必要な限度」といふことでわかるじゃないかということと、「必要な限度」といふことで、「最少」といふことを削除する、これ

が衆議院段階の修正点でございます。

○近藤信一君 まず内容に入る前にお尋ねをしておきたいと思ふんですが、この法律案は昭和三十一年に成立を見っております。その後昭和三十一年にやりました一部改正をやりました。これは不況条件というものがございまして、なかなか商工組合の組織が困難であつた、こういうことでその不況条件というものを緩和しよう、なくしようということと改正になったと思ふんです。なかなか中小企業の組織化ということはおるわけでございますが、その三十七年に改正されまして、その後に組織化された商工組合というものはどの程度あるか、この点御存じでございますならば、お示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(中野正一君) 現在商工組合あるいは商工組合連合会が約千結成されております。そのうちのいま先生御指摘になったような三十七年改正されたものから、約三百でございまして、相当組織化が進んだのじゃないかと思ひます。

○近藤信一君 改正になりましたから今日まで約三百の組合が組織された、そういうことでですね。そういたしますと、その三百の組合が組織されまして、これらの組合がその後活発に事業活動というものをなされておるかどうかが、この点御調査がなされておるかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(中野正一君) 商工組合につきましても、中にはいろいろ問題もございまして、全般的に見まして相当活発に活動しておるといふふうにはわれ見ております。

○近藤信一君 改正になりましたから今日まで約三百の組合が組織された、そういうことでですね。そういたしますと、その三百の組合が組織されまして、これらの組合がその後活発に事業活動というものをなされておるかどうかが、この点御調査がなされておるかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(中野正一君) これは、せっかく事業協同小組合という制度ができておるわけでございますが、御承知のように協同組合でも小さいところまでできるようになっておりますので、それほどわれわれの見るところで、どうしても小組合をつくらなければいけないというような利点とか、恩典というか、そういうような点についてまだもうちょっと研究しなければならぬ点が残っておりますので、大体協同組合によってカバーできる関係もあって、あまりできていないのじゃないかとい

いのじやないかと思えますので申し上げますが、一番最近の事例として、われわれが手がけたものにみがき棒鋼というものがございます。これも例の中、小企業近代化促進法でございますね、あの業種に取り上げまして、やはり中小企業が相当みがき棒鋼をやっておるので、これを何とかやはり近代化、合理化を大いに業種全体として、業界全体としてやらせなければいかぬということで近代化促進法の指定業種に取り上げて、目下近代化計画を策定中なわけでございます。しかもこの業種は、

か、高度化するというようなことになりまして、非常にこの魔法びんの需要が好調でございます。最近輸出のほうまで出すというようなことになってまいりました。これに着目いたしまして、関西系の某大手電機メーカーでございしますが、これが昨年魔法びんの中企業者に着手をする。これは実際には中企業者のつくっておるものを、これを下請というようにやらしておるのだらうと思いますが、そういう形でやらして、電機メーカーのレッテルを張ってそのまま売る、こういう形でスタートしたようであります。これにしても大手電機メーカーが進出する、これによって中小企業が大打撃を受けるというようなことから陳情がございまして、いま双方の主張を聞いて調整を行なっておるところでございます。

それから石油ストーブも典型的な例じゃないかと思いますが、これも元来は中小企業者によって生産が行なわれておった業種でございますが、昭和三十五年以来大手のやはり電機メーカーを中心にして大企業の進出が相次ぎまして、三十七年までにはその数が十社に達しました。そのために三十八年になりますという、中小企業の占める生産量は全体の四割にも満たないという、こういうようなことになりました。また、その間に過剰生産等の影響も御承知のようにあらわれてきております。こういう問題が起こっております。

それから次に、最近の例として機械すきと紙でございますが、主としてこれはトイレット・ペーパー、そういうものもおもでございますが、これも大

第九部 商工委員會會議錄第三十八号 昭和三十九年六月二十五日 【參議院】

れがあるということ、通産省で行政指導を行ないました結果、当初の計画を変更させまして、中小企業者に悪影響のないように計画を直させるということをやつて解決を見ておるわけであります。

○近藤信一君 いま長官から魔法びんの問題や紙コップの問題等御説明がございましたが、一昨日の新聞だったと思うのですが、日本経済新聞に、松下、八欧とはつきり名前が出ておりました、この電機メーカーがトランジスター・ラジオ、それから乾電池、こういうものを国際競争力に備えるために大量生産をする、こういうことで何かいま計画がなされておるような新聞記事が出ておったのであります。やはり従来トランジスター・ラジオなどというものはおおむね中小企業の事業分野でやってきておると思うのです。なるほど大企業でもトランジスター・ラジオをやつておるかもしれませんが、それはほとんどが下請のほうに出しておるわけなんです。実質的には中小企業がトランジスター・ラジオというのはやつておるわけでありまして、それが今度大企业的な工場を設立して、国際競争力に備えるという一つの美名のもとに製造をやるといふことになれば、私は相当また中小企業に対する圧迫というものが出てくるんじゃないか、こういうふうには私は判断をするのですが、長官この点はどう判断されますか。

○政府委員(中野正一君) トランジスターに大企業が進出する、これは従来からも、たゞいま御指摘がありましたように、大企業もこれは相当シェアを占めておると思いますが、ただ形が、いま申し上げた、部品メーカーとして中小企業を利用するとか、下請というような形で相当広範にこれは中小企業を利用しておると思います。いま御指摘があったようなことから中小企業のほうの従来やつておる分野に非常に悪い影響があるとか、あるいは中小企業自体も相当合理化というふうなものをこれはほとんど進めておると思います、そういう点については私はいま先生から初めてお聞きしたわけでありまして、十分原局のほうとも相談しまして、実情をよく調べて善処してまいりたいと思ひます。

○近藤信一君 国際競争力ということであるというのであれば、当局としてもそれを押える理由というものはないと私は思うのですが、しかし、実際には中小企業が圧迫される面が私は大きいんじゃないかというふうにも考えますし、さらにもう一つは、そうした中小企業の製品が輸出される場合に、これはまあ輸出検査手数料を払つて受けるわけでありまして、しかし、実際にはその中小企業の輸出というものはいろいろな意味からこれは阻害されていることも事実なんでありまして。現在私も相談を受けてやつておるものもあるわけなんですけれども、やはり私はその中小企業がいろいろと今日までやつてきたその事業に対しては、これはトランジスターだけではなく、いま長官が言われました以外にもまだ相当あるわけなんです。だんだん中小企

業の事業というものが大企業の進出によって狭められておることもこれは長官言われましたとおり、これも事実としてあるわけなんです。それから、これに対するところの指導というものがあるというふうな将来なされていかなければならぬか、これも私は重大だと思ひます、こういうことについて長官の御所見はどうですか。

○政府委員(中野正一君) いま先生も御指摘になりましたように、やはり国際競争力の強化というふうなことが、最近のいわゆる開放経済に入つてから非常に大事な問題になつておりました、これは私は大企業といわず、中小企業といわず、体質改善、近代化ということにはなつておる、これは真剣に取り組んでいかなければならぬ時代になっておると思ひます。その間において、特に輸出方面等について見ましても、中小企業の占めておるウェイトというものが、やはり半分以上は中小企業者の製品なんです。これをいまして、その意味におきまして、輸出の振興、国際競争力の強化というふうな点からいって、ほんとにいまこそ中小企業の近代化、体質改善をやるべき時期にきておるというふうな考へておられます。したがって、その意味では、まず大企業自身が姿勢を正すというのか、ただこの利潤追求というふうなことのみにだけ、中小企業で十分やれ、また中小企業として十分伸ばしていけるような分野に進出するということは、差し控えていただきたいというふうな考へ方を持つて指導をいたしてはいるわけでありまして、ただ同時に、やはり中小企業者みずから自分の力で、あるいは組織の力によりまして自分の体質改善と

いうことに十分意を注いでいただきたい、そういうことをする上に、政府として金融面、税制面あるいは組織の面、各方面におきまして、あるいは経営指導、技術指導のめんどものも見て、十分政府が応援をするという体制を固めていくというのが、中小企業対策の私は一つの基本的な考え方じゃないかというふうに見ておられます。したがって、その意味で、中小企業近代化促進法というものをこの前の国会でつくつていただいたわけでございます。現在この四十五の業種、中小企業が相対的にウェイトを占めておるわけで、しかも、今後大いに近代化をやつていかなければならぬという業種を四十五業種現在取り上げまして、盛んに近代化計画を策定しておられます。非常にこれは業界の方も熱心にやつておられます、この業種は通産省の所管の業種として、この業種は通産省の所管の業種だけではない、農林省、大蔵省それから厚生省、運輸省というふうに分野に中小企業がございまして、それぞれにおいて、非常に熱心に業界の方々と協議をしていただけてやつておられます。したがって、そういうやり方は近代化計画というふうなものをつくつて、それにいろいろな金融、税制、技術面等々で応援をするというふうな形で、中小企業者みずからの体質を強くさしていくということに力を注いでいきたいというふうな考へておられます。

○近藤信一君 これは長官の所管ではないけれども、私から中小企業が圧迫をされておるという一つの例をあげて見ますと、法律にないことを審査委員会というふうなものをつくつて、そうしてその審査委員会がこの価格をきめて、それ以下の価格では輸出できないというふうなことをやつて、そして輸出に對するところのまあ振興でなくして押えておるというふうな事実もあるわけなんです。これは長官の所管じゃございませんか。この例を見て、何とかかんとか言つて中小企業は常にいじめられておるわけですね。だから私はやはりこれは通産省としてもそういう全般的にわたつてのやはり指導というものをよく考へていかなければ、ただ部分的にこれは中小企業の範囲、これは重工の関係、これは通商局の所管だということではばらばらにやられておるのじゃ、私は中小企業は非常に迷惑をこうつておると思うのです。やはりこれは一貫した一つの方針というものを立てておる、そして通産行政として私は指導すべき問題でなからうか、こういうふうにも私は思ふのです。実に私は驚いた。法律にないことを公然とやつておるのだから。そんなことはけしからぬじゃないか、どこの法律で君たちは指導しておるのだと言つと、いや、法律にはございませんとこう言う。法律にないことが堂々となされておる。私はこういう点から考へまして、将来の中小企業に対する指導、振興というものは、やはり省全体としてよく考へてやつていただきたい、かように私は思ふのですが、この点は大蔵省が考へられませんか、次官どうですか、長官でもいいです。

○政府委員(竹下登君) ただいまの近藤先生の御意見、かねて承つておる御意見であります、実際問題として中小企業庁を作つたこと自体が、先生のようなものの考へ方に呼応して私は

め、それ以下の価格では輸出できないというふうなことをやつて、そして輸出に對するところのまあ振興でなくして押えておるというふうな事実もあるわけなんです。これは長官の所管じゃございませんか。この例を見て、何とかかんとか言つて中小企業は常にいじめられておるわけですね。だから私はやはりこれは通産省としてもそういう全般的にわたつてのやはり指導というものをよく考へていかなければ、ただ部分的にこれは中小企業の範囲、これは重工の関係、これは通商局の所管だということではばらばらにやられておるのじゃ、私は中小企業は非常に迷惑をこうつておると思うのです。やはりこれは一貫した一つの方針というものを立てておる、そして通産行政として私は指導すべき問題でなからうか、こういうふうにも私は思ふのです。実に私は驚いた。法律にないことを公然とやつておるのだから。そんなことはけしからぬじゃないか、どこの法律で君たちは指導しておるのだと言つと、いや、法律にはございませんとこう言う。法律にないことが堂々となされておる。私はこういう点から考へまして、将来の中小企業に対する指導、振興というものは、やはり省全体としてよく考へてやつていただきたい、かように私は思ふのですが、この点は大蔵省が考へられませんか、次官どうですか、長官でもいいです。

○政府委員(中野正一君) いま先生も御指摘になりましたように、やはり国際競争力の強化というふうなことが、最近のいわゆる開放経済に入つてから非常に大事な問題になつておりました、これは私は大企業といわず、中小企業といわず、体質改善、近代化ということにはなつておる、これは真剣に取り組んでいかなければならぬ時代になっておると思ひます。その間において、特に輸出方面等について見ましても、中小企業の占めておるウェイトというものが、やはり半分以上は中小企業者の製品なんです。これをいまして、その意味におきまして、輸出の振興、国際競争力の強化というふうな点からいって、ほんとにいまこそ中小企業の近代化、体質改善をやるべき時期にきておるというふうな考へておられます。したがって、その意味では、まず大企業自身が姿勢を正すというのか、ただこの利潤追求というふうなことのみにだけ、中小企業で十分やれ、また中小企業として十分伸ばしていけるような分野に進出するということは、差し控えていただきたいというふうな考へ方を持つて指導をいたしてはいるわけでありまして、ただ同時に、やはり中小企業者みずから自分の力で、あるいは組織の力によりまして自分の体質改善と

いうことに十分意を注いでいただきたい、そういうことをする上に、政府として金融面、税制面あるいは組織の面、各方面におきまして、あるいは経営指導、技術指導のめんどものも見て、十分政府が応援をするという体制を固めていくというのが、中小企業対策の私は一つの基本的な考え方じゃないかというふうに見ておられます。したがって、その意味で、中小企業近代化促進法というものをこの前の国会でつくつていただいたわけでございます。現在この四十五の業種、中小企業が相対的にウェイトを占めておるわけで、しかも、今後大いに近代化をやつていかなければならぬという業種を四十五業種現在取り上げまして、盛んに近代化計画を策定しておられます。非常にこれは業界の方も熱心にやつておられます、この業種は通産省の所管の業種として、この業種は通産省の所管の業種だけではない、農林省、大蔵省それから厚生省、運輸省というふうに分野に中小企業がございまして、それぞれにおいて、非常に熱心に業界の方々と協議をしていただけてやつておられます。したがって、そういうやり方は近代化計画というふうなものをつくつて、それにいろいろな金融、税制、技術面等々で応援をするというふうな形で、中小企業者みずからの体質を強くさしていくということに力を注いでいきたいというふうな考へておられます。

きたというふうに理解をいたしております。しかしながら、その後のいわゆる通商、重工、軽工等々の各局がそういう問題について中小企業庁の政策に対してどうだけの厚みと強さで協力をするかということが、かつて先生の御期待にこたえるかどうかというところであろうと思います。私もそういったしましても、いろいろな角度からこの中小企業庁そのものの仕事に対して原局が積極的に、言われる前に協力をしていくというようにきびしく鞭撻をいたしておるというふうに存じております。

○政府委員(中野正一君) いま先生から御指摘になったとおりだと思えます。中小企業の問題は通産省の仕事でも各方面にいろいろ問題がありますので、省全体をあげて今後の施策というものは、むしろ中小企業行政全体に重点を指向する。しかも、いま言われたようないろいろの問題が各方面にありますが、きめのこまかい配慮をして、親切的な中小企業行政というものを通産省全体がやるべきであるというふうに私も感じておりますし、最近の動きなんかを見ますと、比較的そういう方向に通産行政も、まあ私からそういうことを申し上げるのはおこがましいのですが、行っておるのじゃないかというふうにも考えるので、ございまして、ますますいま政務次官のおっしゃるとおりの方針で私たちは進めていきたいと思ひます。

○近藤信一君 私が法律にないことをそんな君たちは公然とやっておって、それで一体どこでそういうことがきまるのだと言いますと、審査会できまると、こう言うのですね。それで、私がそれじゃそれだけのコストでなければできないか、こうお尋ねしますると、それだけでできなやでできないと言ふ。しかし実際に中小企業は原価計算をする、たとえば五ドルで輸出されておるものが、輸出検査で検査受けて三ドル五十セントなり四ドルででき、三ドル五十分なり四ドルででき、価格が出るわけなんです。輸出価格が、それで当局へ許可をもらいにいくと、それではだめだ、こういふふうなことで断られる。君たちはそれがじゃどこで原価計算をしたのだとばくが尋ねると、そうすると、大メーカーです、電機の大メーカーのほうの原価計算だという。それはおかしいじゃないか、大企業のは原価計算はもっとほんとうならば安くあがるはずなんだ、資材だって大量購入するから少しずつ買うよりも安いわけだ。それが大企業でできなくて中小企業でできるのか、そんなことはできませんという。できないことはないのだ、それじゃ一ぺんどこかの調査による原価計算を示すから、わからなかったら一ぺんお互いにその点を突き合わせてみようじゃないか、ここまで私は言ったわけなんです。やはりこういうことが私は中小企業の輸出振興に対して非常に障害しておるのだからかというふうにもまた思ふんです。特にこれは長官は中小企業を育成振興する立場の長官であるから、やはりそういうふうな点についても万般を私はひとつ注意して、そうして通産行政全体として今後よく指導していただきたい。かように私は思ふ。

○政府委員(中野正一君) いま先生のおっしゃいました具体的事例につきましては、私も十分事情を承知しておりますが、全般的に日本の輸出振興につきましても、値段が安過ぎるためにいろいろ海外で問題を起こす。関税あるいは輸入制限等の問題を起こしやすいい。そういう観点からいわれるフロアプライス、最低価格をきめて、それ以上のもは出させないようなそういう規制も、現在そういう制度があるわけでございます。それに関連していま言われたように、中小企業者でむしろその値段よりも安いもので、しかもよいものが、品質はちゃんと輸出検査に合格するようなものがあるというふうな場合にですね、それをどうぞ許せばいいのかどうか、それがはたして輸出振興になるのか、あるいはそのためにかえって値くずれて、いろいろな輸入制限あるいは関税引き上げ等の問題を惹起する、こういうようなこととございまして、これは中小企業の振興ということ、いま言った通商の秩序確立というか、そういうふうな観点全般にわたって処理しなければならぬ問題だと思ひます。ただ御指摘の点については、私も十分事情を承知しております。まあ、そういう点につきましては、善処してまいりたいというふうな考えです。

○近藤信一君 今回の改正は、ただ大企業の進出があまりにも急激で、中小企業に重大な打撃を与えるおそれのあるときに、この中小企業側が経営の合理化または事業の転換を行ないまして、体制を立て直すまでの間、その緊急避難的に大企業にしばらくの間待つてもらふ。こういうことでありますから、今回の改正法も現在中小企業が行なっている業種、その業種はあくまで中小企業の分野として確保しよう。こういう考え方でなく、最終的にはその分野の所属は自由競争にまかせる。こういう意味が強くにじみ出ているわけなんです。その点はどうか。

○政府委員(中野正一君) この法案の趣旨は、いま先生が御指摘になったような趣旨で、そういう考え方でできているわけでありまして。それで、中小企業の従来からある分野というものを固定して、そこへ何かワケをつくって、そこには大企業は入ってきちゃいかぬというふうなやり方がいかどうかという点については、いろいろ審議会でも十分議論していただいたのでございまして、現在の段階では、この程度のことです。また、それが要当じゃないかというふうな結論が出ましたので、その結論の趣旨に従って法案をつくったということでございます。

○近藤信一君 この改正によりまして、大企業の進出計画を一時停止しよう、または一部変更させよう、そういうその間に中小企業の合理化または事業の転換をやっていくということになると思うのでございしますが、少なくともこの事業の転換という点から見ますれば、この改正法案は中小企業の事業分野の縮小ということにもなるのではないかとどう思うのですか。

○政府委員(中野正一君) 先ほど先生のおっしゃいました「事業の転換」というのは、先ほどちょっと御説明しましたが、衆議院の段階で修正されました、いまこちらへ回ってきておるのにはございせん。事業転換という、要するに一つの事業をやっておいても、それが新しい時代に應じて別の——たとえば、従来何といたしますか、絹織物をやっておったものが合織の織物をやるとか、そういう意味合いだろと思うのであります。何か従来やっておることを転換しよう、やめてしまふ、やめさせる間ちょっと待たせるといふ印象を与えるので、削られたのではないかと思ひます。いずれにしても、各産業の分野というものはやはり自由競争というものを原則としてやらせるのが、大企業といわず中小企業といわず経済発展のためにいいんじゃないかという考え方でなっております。ただ、この法案の考え方自身が、中小企業者の分野を縮小させることを、縮小することを当然予想してできているんじゃないかという御趣旨の質問だと、私はそうは考えておりません。やはり大企業に待ったをかけるというふうな点によつて、中小企業者御自身が要するに自覚して體質改善に踏み切ったというふうなことになるれば、そういう分野については、当然需要が相対的に伸びるという分野でございまして。そういう分野でなければ大企業も入ってきませんから、したがって、その意味で體質改善を中小企業者みずからやるということによつてその分野はむしろ拡大していくということになるのではないかと。しかし、そうは言っても、大企業はほうの計画が、非常にまた技術面あるいはコスト面等で消費業界から見ても非常に合理的だといふような場合には、たとえば中小企業者の分野は拡大されても、全体から見ると大企業はほうも大いに進出しているというふうな形はあり得ると思ひます。こ

れは需要全体がふえるという場合には
 こういう形もあり得るのじゃないかと
 いうことであります。

○近藤信一君　先ほど修正部分の説明がございまして、衆議院では、いま長官が説明されました「事業の転換」というものを削除したわけなんです。この原案と削除いたしました部分との相違、先ほど長官もちょっと補足説明の中でありましたけれども、これはあなただけで最初改正案を計画されたときにはこの転換があったが、衆議院でこの転換を削除したということで、大きな影響というものは考えられませんか。あってもなくても同じじなんですが、最初はこの事業の転換を入れたのだと、こういう簡単なものであるかどうか。

○政府委員(中野正一君) これは先生先ほど御指摘になりましたように、大企業が進出する場合に、中小業者がみずから体質改善をやる間の緊急避難的な意味におきまして、待ったをかけるわけでございます。これはやはり私は政府の政策としては、いままでのやり方からいうと相当進んだというか、変わったやり方で、運用次第では相当きつくなるのではないかとということ、実はこの法案をつくるときも大企業の方々からもだいたい心配されました。しかし、まあ従来中小企業で十分やれるような分野にやたらに大企業が、先ほど申し上げましたような意味合いにおいて進出するということも反省しても、らわにやいかんというような空気に、大企業の方々にございまして、この程度のことであれば、むしろ大企業に反省させる意味合いもあって、十分協力できるのではないだろうかということ

で、できております。いまおっしゃいました「経営の合理化又は事業の転換」といったほうが、まあ私も原案作成

者でございますので、むしろいま言った緊急避難的な意味合いにおいて大企業の出進に待ったをかけるということからいうと、このほうがバランスがとれて、中小企業者の指導の方法としても的確な表現じゃないかというふうに考えておったのですが、ただ「経営の台理化」といいますと、御承知のようにやはりその中には当然一部の事業の転換等も入り得るわけでございます。

すので、運営面では、まあ原案とそう変わらないうけるのではないかと、何か「事業の転換」ということ、事業の廃止とか、そういうようなことを中小企業者にさせる間、そういう準備をさせる間待ったをかけるというような誤解を招くといふかというような御指摘がありましたので、われわれも修正の趣旨に従って運用してまいりたいというふうな考えております。

○近藤信一君 私は「事業の転換」ということに對してはあまりこたわらぬ。というのは、なぜかと申しますと、御存じのように中小企業はおおむね現在壁にぶつかっているというのが現状じゃないかと思うのです。その場合に、一体どう自分たちが今後生きていったらいいか。このまま現在の事業を続けていったほうがいいのかどうか、または何か転換して新しいものを考えたほうがいいのかどうか、そういうことで非常に混迷するという場合が、私は中小企業の経営者としてのまた大きな迷いの一つではなからうかというふうに思うのです。私もいろいろなと

ういう面で御相談を受ける点がしばしばあるわけです。そういう場合に、やはりおくれて転換するのでは立ちおくれるという点があるわけです。これがもう少し早くこういうことが考えられたならば、まだよかったのではないかとあとで気がつく場合もしばしばあるわけなので、そういう場合には、私はやはり事業転換をはかって経営の育成をやっていくということも必要な便法じゃないかというふうに私は思うのです。その点はどうですか。

○政府委員 中野正二君）いま御指摘の点は、私も全く同感でございます。て、やはり中小企業者が従来やっておる従来の経営のやり方、あるいは従来からやっておられる業種というか、業態というか、それにいつまでも固執するとか、そういうことであつては、新しい時代の流れに即応していけないわけであります。その意味におきましては、当然経営の合理化をどんどん進めなければいけませんし、その合理化の中には、事業の転換に早急に踏

み切って、たとえば従来いろいろな家庭用の鋳物なんかをやっておった場合に、いつまでもその業態に固執するというようなことでなくて、機械用のいろいろな部品等にいち早くこれを転換する、いわゆる従来から中小企業者の持つておられた経営のやり方あるいは技術、そういうようなものを十分生かして、そうして新しい情勢、新しい需要構造というようなものに即応した形のものに変化していくかにやいかぬわけでありますから、その点については、これは基本法自身の考え方がそうだろうと私は思います。そういう趣旨で、われわれも十分指導もし、また協力も

してまいりたいというふうに考えております。

○近藤信一君 中小企業基本法の第十二条では、企業規模の適正化を必要とする業種については適正規模を公表することにしているわけです。で、私は本会議で、もしその企業規模が中小企業の規模として適正なのだという業種、それから企業の規模はあまり大きくないほうが適當で、大き過ぎるとやはり失敗するというような業種があるということになりますれば、そういう業種については、やはり基本法の十九条の趣旨に基づいて、そうして中小企業の事業分野への大企業の進出を法的に禁止してもよいではないかと、こういうふうな質問をしたわけなんです。それは本会議で大臣が答弁されまして、そのときに、まあ委員会で詳しく説明すると、こういうことでございまして、大臣がいまおられませんでしたので、長官にかわって御答弁をさせていただきますと思うんです。

○赤間文三君 私はいまの近藤委員の質問に関連しまして、いまの点は非常に私は中小企業の育成という点から大事なことであると考える。中小企業がだんだん調子よくなると、事業を大きくするというのに、いままでは来たとと思う。大体中小企業が業態によって適正規模がどの辺かということとは、これは非常に各業態業態で一番研究せにゃならぬ重大なものでございますが、適正規模というものが業種別に考えられるかどうかということ、考えられるならそれを。

それからさらに私が御質問したいのは、私はこういうふうに昔から考えているのですが、中小企業はいろいろな

多角経営的なものはあまり原則としてはいかない、もうほとんどの中小企業

が専門化していくということが、われわれ大いに奨励をしなきゃならぬ道じゃないかと思う。で、その大企業との間において中小企業がいろいろな問題があるんだが、私は中小企業がものすごく専門化していくというふうになるなら、大企業との間において、わりあい摩擦よりも互いに助け合うことができるのではないか。それがいままで漫然とただ中小企業は金が多まり、事業がよくなり、景気がよくなりや規模を大きくしていくと、そんなふうのみに比較的思考しているものもある。幾ら金ができ、景気がよくなっても、あくまで専門に徹するというような中小企業の指導を通産省は確立していかれたならば、私は大企業との間もうまくいくし、決して景気、不景気にも左右せられず、しかも開放経済に向かう日本経済にとって一番大事な分野だと、こういうことを考えているので、いまの近藤委員の質問にあわせまして、明快な御答弁をいただきたいと思っています。

○政府委員(中野正一君) 中小企業が主としてやっております分野というものを確定をいたしまして、そうしてその分野には大企業は入ってきちゃいかぬというふうなやり方をすることが中小企業の振興のために、特にこの十九条で言っております適正な分野の確保というふうな意味合いからいっていいんじゃないかという御議論でございますが、これについては本会議でもたしか大臣から御答弁があったと思いますが、これは先ほどもちょっと触れましたが、政策審議会におきまし

て、われわれが御議論願う際に、そういうふうな案もいろいろ参考のためにわれわれとして提出いたしまして、御審議願ったわけでありまして、審議会のほとんど一致した意見として、まあ中小企業が従来からやっておられるから、その分野の確定をして、その分野には一切ほかの中小企業以外の人は入ってきちゃいかぬというようなことをやることは、かえってこの中小企業者のいわゆる自主的な努力というか、みずからの体質改善の努力というか、そういうものを妨げるのじゃないか。また政府の政策もそういうことでなくて、分野というふうなものは、原則として自由競争にまかしておいて、中小企業者が自分で体質改善をやるということに、前向きで政府がこれを応援するというのが政策の基本でなければならぬじゃないかということ、今回の案ができたわけでありまして、そういう意味において、この政策審議会で、いろいろこれは数回にわたって議論はしていただいたのでありますが、最終的な結論は、そういう空気で答申もなされておりますので、その方針に従って、われわれとしては今後考えてまいりたいというふうに考えます。

それから赤間先生からの御指摘であります。中小企業にはそれぞれ適正規模というふうなものがあるのじゃないかと、なるほどそういうふうなものもいろいろ考えられます。たとえば現在、先ほどもちょっと申し上げましたが、四十五業種中小企業近代化促進法によりまして取り上げまして、そういうその業種によって技術的に一体どういうふうにしたらその業態がよくなるか、それから設備はどの程度にした

らいいか、それから輸出はどの辺を目標に今後伸ばしていくのがいいか、それから需要の開拓——これは国内も国外もございまして、需要の開拓にはどういうことをしたらいいかというふうなこと、数カ年計画をつくってそれぞれやらして、近代化計画、そういうものをつくるべくやっております。このときにやはりいま言われた適正規模というふうなものが問題になりまして、一応そういうものは各業種によりまして、一応想定をして、この業種についてはこの程度の規模が適正じゃないかというところは、それぞれ目標として掲げる場合もありますし、できればそういうふうにしたいと思っております。ただその場合に、いま赤間先生から御指摘がございましたように、中小企業者は少し経営がよくなると、いろいろな業種に手を出してやるといふようなことのたに、かえって一つの手を出した分野がうまくいかぬというふうなことのたに、本来の仕事まで調子が悪くなるというところもございまして、むしろやはり先生御指摘のように、われわれも中小企業はそれぞれ中小企業の特徴を生かすような経営のやり方、したがって、やはり専門化ということに徹する方向に今後指導もしてまいることが適当なんじゃないか、こういうふうにか

いて一律に適正規模をきめるというふうなことは、なかなかこれはむずかしいわけございまして、したがって、四十五の中小企業近代化促進法の指定業種については、それぞれ業界と政府の側とが一体になっていろいろな調査をやっております。その場合には一応この程度のものが各指定業種の業態においては適正規模じゃないかというふうなことを目標として掲げる態度を持っております。ただ、これもたとえば酒屋、酒造業なんかというのものは指定になっておりますが、これは大蔵省で非常に一生懸命やっております。現在一つでございましたのが合板——農林省の所管でございまして、これなんかについては大体近代化計画はでき上がっておりますが、酒屋さんなんかについても、やはり適正規模というものはあるわけでございますが、ただ、地方でやはり地酒というか、そういうものを一つでおられるようなところになると、なかなか一律にこの程度の規模でなければならぬということを申し上げるのが、はたして近代化促進になるかどうか、そういう点問題もございまして、業種によってできるだけやはり適正規模というものは近代化促進法の実施に伴って、だんだん明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

○豊田雅孝君 中小企業者と中小企業者以外のものとの間の事業活動の調整につきまして、今回大企業関係については改正法律案で一応道が開けたわけでございますが、私がいま質問をしようとしたことは、農業協同組合あるいは生活協同組合、これとの関係であります。というのは、改正法律案を見ますというところ、対象になるのは、会社と個人に限るということをはっきり書いてある。要するにこれは協同組合関係は除外するということを明らかにしておるのであります。そこ

に問題があると思うのであります。そこで、大臣がおられませんか、政務次官に、政治的な問題でありますので、特に将来お考えを願いたいという意味で質問をいたしますが、農協が北海道初め地方によりましてはデパートを経営しておる、しかもそれが農村でやるのではなくて町でやっておるのであります。またスーパーも町でやっております。また中には散髪業を農協がやっております。これらによりまして、中小企業特に零細企業が非常な影響を受け、また非常な脅威を受けておる。中にはまたさう、しょうゆの醸造を農業協同組合でやっておる。かような点を見ますと、地方では大企業等における事業活動の調整よりも、農協との間における事業活動の調整というものが非常に必要だと思っております。この点について、今回は大企業関係だけに限定しておりますが、今後いかようにこれをお考えになるのか、この点について明快なる方針を伺っておきたいと思

います。

生産あるいはその生産財の配給につきましては格別でありますけれども、そうでない、いま申しましたようなスパー、デパートを町にまで出てやるとか、散髪屋までやるとか、あるいはみそ、しょうゆの醸造までやるとか、私は農業協同組合法、昔の産業組合法、その立法精神にはないと思うのであります。そこに国策として非常に大きな問題がある。これを見落として、事業活動の調整を中小企業と中小企業者以外のものとやろうといたつて、そんなことでは私は中小企業基本法制定の意味はなくなつてきておると思うのであります。そういう点で、今回の改正法律案が対象を明らかに会社と個人に限定して農業協同組合を治外法権的にするということは、私は基本法の制定当時、また農林・通産両省の覚え書き交換当時のいきさつから見まして、後退だと思つてあります。これについて、幸いに政務次官は農業協同組合の組合長でもありますので、真剣に今後国策としてこれの調整をはかつていく、これは農業自身のためだと私は思うので、そういう点について今後いかにしていくかというのを、もっと力強く、前向きだという御答弁でありまして大いにけっこうであります。ところが、もっと本格的な、国家的な立場から御答弁を願つておきたいと思つてあります。

○政府委員(竹下登君) 私も実際問題として、そういう面の農協に対する怨嗟の声とでも申しましょうか、それは私が書物で知らされておるか、その反産運動以上のものではなからうかという感じ、そういう認識をいたしてあります。そこで、散髪屋の問題をたまたまおつしやいましたが、私が当時調査したところによつて、その村に散髪屋のないところは農協がやるしか手がない、あるいはないかという御議論があつた地点もあるものであります。それは例外といたしまして、ただいまの豊田先生の御意見を体し、そうして私自身が怨嗟の声がかつての反産運動以上であるという認識のもとに、前向きでこれに対しては真剣に検討をさせていただきます、かように思います。

○豊田雅孝君 ただいまの政務次官の御答弁で一応了承いたしますが、これは最初にも申し上げた通り、非常に国家的な基本問題であると思つて、大臣はもちろん、さらに内閣に對しても強力な働きかけをしてもらひ、またその働きかけをしてもらうべく基本的な調査とその対策の樹立を特に強く要望いたして、私の質問は終わります。

○上原正吉君 大体いまの答弁で理解はできたんですが、念のために私も質問申し上げておきたいと思つて、この生活協同組合や農業協同組合が員外者を相手に商売をするというところは、確かに中小企業者を非常に圧迫しているわけなんです、それに對して怨嗟の聲が——次官のおっしゃる怨嗟の聲がどこから起こるかという、生活協同組合や農業協同組合は法律の保護を受けているのです、ほんのわずかな声はありますが、その保護に對して怨嗟の聲が起つてくるというのであります。それから、員外者の利用でできる状態の生活協同組合や農業協同組合の販売機構あるいはサービス事業、こういうものには、員外者が利用できるという状態が存在するということに對して、わづかであるが、その特権を取り上げてさへもらえれば、それで話は理論的には片づくんじゃないかと、こう思つたので、そして、これを理論的に片づけるということは相当な意義があると思つたので、私はぜひこれをひとつ取り上げて御実施をお願いいたしたい、このうお願いしてやまないわけなんです、政府としては根本的にはどうお考えになるか、承ることができればしあわせなんです。

○政府委員(竹下登君) いわば根拠法そのものの中から員外利用の問題を抜き出してしまへ、こういう御意見やに察し、理解いたしますが、これは非常に政治的にもむずかしい問題であると思つて、これは私も理解をいたしてありますが、これは単なる個人の思ひつぎでありますけれども、たとえばそういう販売、販売事業等によつてあつた利益は、指導事業だけにしか使つてはいけなかつたか、そういう逆な規定にすれば、おのずからそれらの販売事業等の分野が縮小されていくのではないかと、このことを私個人として考えてみたことがあるわけですが、その根拠法の中から員外利用の可能性を全く消滅、抹消してしまふということ、非常に困難なことであると思つたので、このように思つております。

○上原正吉君 私は、員外者利用をさせるなどというんではないです。員外者利用をさせることはけっこうだ、員外者利用をさせる組合の販売機構なりサービス事業なりは、特権を取り上げてしまへ、普通の商店と同じように取り扱へ、普通の事業と同じように取り扱へば話は簡単に片づくんだ、こういうことなんです。つまり、税法その他で多少の優待をされてゐるわけなんです。そういう優待を取り上げてしまつて、員外者を相手に商売する組合の事業は、組合としての特典を取り上げてしまへ、ほんのわずかなことなんだから、特典は、そうすれば理論的には片づいてしまふ。多大の特典があるなら、特典は、ほんのわずかな特典しかないのです。税法その他の関係で特典さえ取り上げてしまへば理論的に片がついてしまふ。その理論的に片がついてしまへば怨嗟の聲は起り得ない。お前たちも普通の中小企業と同じに一生懸命勉強すればいいじゃないかということになるれば、私は片づいてしまふ。政治的にも難問が解決するんじゃないかと、こう常々思つてゐるわけなんです。

○政府委員(竹下登君) 税法上のこと、組合自体が現に販売事業以外にいろいろの資産を持ち、その償却と一緒になつておるわけでありまして、だから、私もそれだけに對する恩恵を技術的に切り離してとり得るかどうかというのをいまも長官とも相談して、したが、これを検討していただきたいと、このように思つております。

○上原正吉君 私が申し上げてゐるのは、そういうむずかしい問題じゃないです。多少なりとも員外者利用ができるという状態で営業しておる組合の事業は、特典を取り上げてしまへ、全部の特典を取り上げてしまへ、それを取り上げるのがいまだつたら、員外者に利用させないような経営をやらせる、員外者に利用させるなら特典を全部取り上げてしまへ。それなら話が簡単に片づくんじゃないかと、こういうので

片づくんじゃないかと、こういうので片づくんじゃないかと、こう思つたので、そして、これを理論的に片づけるということは相当な意義があると思つたので、私はぜひこれをひとつ取り上げて御実施をお願いいたしたい、このうお願いしてやまないわけなんです、政府としては根本的にはどうお考えになるか、承ることができればしあわせなんです。

○政府委員(竹下登君) いわば根拠法そのものの中から員外利用の問題を抜き出してしまへ、こういう御意見やに察し、理解いたしますが、これは非常に政治的にもむずかしい問題であると思つて、これは私も理解をいたしてありますが、これは単なる個人の思ひつぎでありますけれども、たとえばそういう販売、販売事業等によつてあつた利益は、指導事業だけにしか使つてはいけなかつたか、そういう逆な規定にすれば、おのずからそれらの販売事業等の分野が縮小されていくのではないかと、このことを私個人として考えてみたことがあるわけですが、その根拠法の中から員外利用の可能性を全く消滅、抹消してしまふということ、非常に困難なことであると思つたので、このように思つております。

○上原正吉君 私は、員外者利用をさせるなどというんではないです。員外者利用をさせることはけっこうだ、員外者利用をさせる組合の販売機構なりサービス事業なりは、特権を取り上げてしまへ、普通の商店と同じように取り扱へ、普通の事業と同じように取り扱へば話は簡単に片づくんだ、こういうことなんです。つまり、税法その他で多少の優待をされてゐるわけなんです。そういう優待を取り上げてしまつて、員外者を相手に商売する組合の事業は、組合としての特典を取り上げてしまへ、ほんのわずかなことなんだから、特典は、そうすれば理論的には片づいてしまふ。多大の特典があるなら、特典は、ほんのわずかな特典しかないのです。税法その他の関係で特典さえ取り上げてしまへば理論的に片がついてしまふ。その理論的に片がついてしまへば怨嗟の聲は起り得ない。お前たちも普通の中小企業と同じに一生懸命勉強すればいいじゃないかということになるれば、私は片づいてしまふ。政治的にも難問が解決するんじゃないかと、こう常々思つてゐるわけなんです。

○政府委員(竹下登君) 税法上のこと、組合自体が現に販売事業以外にいろいろの資産を持ち、その償却と一緒になつておるわけでありまして、だから、私もそれだけに對する恩恵を技術的に切り離してとり得るかどうかというのをいまも長官とも相談して、したが、これを検討していただきたいと、このように思つております。

○上原正吉君 私が申し上げてゐるのは、そういうむずかしい問題じゃないです。多少なりとも員外者利用ができるという状態で営業しておる組合の事業は、特典を取り上げてしまへ、全部の特典を取り上げてしまへ、それを取り上げるのがいまだつたら、員外者に利用させないような経営をやらせる、員外者に利用させるなら特典を全部取り上げてしまへ。それなら話が簡単に片づくんじゃないかと、こういうので

○政府委員(中野正一君) いま上原先生の御指摘になつた点は、かねがね中小企業者の皆さんからそういう要するに、両者が平等のベースに立つて競争するという形にしてみたい、片方だけ恩恵があつて、自分たちにはないじゃないか、自分たちにも同様な恩恵を与えるか、あるいは員外者利用をやらしている場合には相手の恩恵をなくさせるか、要するに共通のベースに立つて競争できるように、向こうも商売をするのだから、中小企業者にもそうするのがいいじゃないかということもございまして、確かにこれは最も有力な御意見だと思つて、われわれもこの問題については、今後大いにひとつ研究しまして、それはいますぐは申し上げられませんが、何らか十分検討させていただきますかと思つております。

○向井長年君 関連から関連して、先ほど赤間委員が質問をされましたように、これはいかなる手を講じて、中小企業と大企業との問題について、やはり何となくも産業分野を確保しなければこれは、なかなかたいへんだと思つて、この産業分野の確保というものが事実上できないのですか。この点行政指導もやられてゐるけれども、明確に——下請の問題もありまして、こういう問題を適正規模とも言われているが、こういう形の一つの法案等をもつてやはり産業分野というものを、中小企業を侵してはいけなかつた、こういう立場に立つた一つの方向性をもつていかなければ、これから開放経済下において、大企業がますます進出する、あるいは外国資本が

○政府委員(竹下登君) 私も実際問題として、そういう面の農協に対する怨嗟の声とでも申しましょうか、それは私が書物で知らされておるか、その反産運動以上のものではなからうかという感じ、そういう認識をいたしてあります。そこで、散髪屋の問題をたまたまおつしやいましたが、私が当時調査したところによつて、その村に散髪屋のないところは農協がやるしか手がない、あるいはないかという御議論があつた地点もあるものであります。それは例外といたしまして、ただいまの豊田先生の御意見を体し、そうして私自身が怨嗟の声がかつての反産運動以上であるという認識のもとに、前向きでこれに対しては真剣に検討をさせていただきます、かように思います。

○豊田雅孝君 ただいまの政務次官の御答弁で一応了承いたしますが、これは最初にも申し上げた通り、非常に国家的な基本問題であると思つて、大臣はもちろん、さらに内閣に對しても強力な働きかけをしてもらひ、またその働きかけをしてもらうべく基本的な調査とその対策の樹立を特に強く要望いたして、私の質問は終わります。

○上原正吉君 大体いまの答弁で理解はできたんですが、念のために私も質問申し上げておきたいと思つて、この生活協同組合や農業協同組合が員外者を相手に商売をするというところは、確かに中小企業者を非常に圧迫しているわけなんです、それに對して怨嗟の聲が——次官のおっしゃる怨嗟の聲がどこから起こるかという、生活協同組合や農業協同組合は法律の保護を受けているのです、ほんのわずかな声はありますが、その保護に對して怨嗟の聲が起つてくるというのであります。それから、員外者の利用でできる状態の生活協同組合や農業協同組合の販売機構あるいはサービス事業、こういうものには、員外者が利用できるという状態が存在するということに對して、わづかであるが、その特権を取り上げてさへもらえれば、それで話は理論的には片づくんじゃないかと、こう思つたので、そして、これを理論的に片づけるということは相当な意義があると思つたので、私はぜひこれをひとつ取り上げて御実施をお願いいたしたい、このうお願いしてやまないわけなんです、政府としては根本的にはどうお考えになるか、承ることができればしあわせなんです。

○政府委員(竹下登君) いわば根拠法そのものの中から員外利用の問題を抜き出してしまへ、こういう御意見やに察し、理解いたしますが、これは非常に政治的にもむずかしい問題であると思つて、これは私も理解をいたしてありますが、これは単なる個人の思ひつぎでありますけれども、たとえばそういう販売、販売事業等によつてあつた利益は、指導事業だけにしか使つてはいけなかつたか、そういう逆な規定にすれば、おのずからそれらの販売事業等の分野が縮小されていくのではないかと、このことを私個人として考えてみたことがあるわけですが、その根拠法の中から員外利用の可能性を全く消滅、抹消してしまふということ、非常に困難なことであると思つたので、このように思つております。

○上原正吉君 私は、員外者利用をさせるなどというんではないです。員外者利用をさせることはけっこうだ、員外者利用をさせる組合の販売機構なりサービス事業なりは、特権を取り上げてしまへ、普通の商店と同じように取り扱へ、普通の事業と同じように取り扱へば話は簡単に片づくんだ、こういうことなんです。つまり、税法その他で多少の優待をされてゐるわけなんです。そういう優待を取り上げてしまつて、員外者を相手に商売する組合の事業は、組合としての特典を取り上げてしまへ、ほんのわずかなことなんだから、特典は、そうすれば理論的には片づいてしまふ。多大の特典があるなら、特典は、ほんのわずかな特典しかないのです。税法その他の関係で特典さえ取り上げてしまへば理論的に片がついてしまふ。その理論的に片がついてしまへば怨嗟の聲は起り得ない。お前たちも普通の中小企業と同じに一生懸命勉強すればいいじゃないかということになるれば、私は片づいてしまふ。政治的にも難問が解決するんじゃないかと、こう常々思つてゐるわけなんです。

○政府委員(竹下登君) 税法上のこと、組合自体が現に販売事業以外にいろいろの資産を持ち、その償却と一緒になつておるわけでありまして、だから、私もそれだけに對する恩恵を技術的に切り離してとり得るかどうかというのをいまも長官とも相談して、したが、これを検討していただきたいと、このように思つております。

○上原正吉君 私が申し上げてゐるのは、そういうむずかしい問題じゃないです。多少なりとも員外者利用ができるという状態で営業しておる組合の事業は、特典を取り上げてしまへ、全部の特典を取り上げてしまへ、それを取り上げるのがいまだつたら、員外者に利用させないような経営をやらせる、員外者に利用させるなら特典を全部取り上げてしまへ。それなら話が簡単に片づくんじゃないかと、こういうので

○政府委員(竹下登君) 私も実際問題として、そういう面の農協に対する怨嗟の声とでも申しましょうか、それは私が書物で知らされておるか、その反産運動以上のものではなからうかという感じ、そういう認識をいたしてあります。そこで、散髪屋の問題をたまたまおつしやいましたが、私が当時調査したところによつて、その村に散髪屋のないところは農協がやるしか手がない、あるいはないかという御議論があつた地点もあるものであります。それは例外といたしまして、ただいまの豊田先生の御意見を体し、そうして私自身が怨嗟の声がかつての反産運動以上であるという認識のもとに、前向きでこれに対しては真剣に検討をさせていただきます、かように思います。

○豊田雅孝君 ただいまの政務次官の御答弁で一応了承いたしますが、これは最初にも申し上げた通り、非常に国家的な基本問題であると思つて、大臣はもちろん、さらに内閣に對しても強力な働きかけをしてもらひ、またその働きかけをしてもらうべく基本的な調査とその対策の樹立を特に強く要望いたして、私の質問は終わります。

○上原正吉君 大体いまの答弁で理解はできたんですが、念のために私も質問申し上げておきたいと思つて、この生活協同組合や農業協同組合が員外者を相手に商売をするというところは、確かに中小企業者を非常に圧迫しているわけなんです、それに對して怨嗟の聲が——次官のおっしゃる怨嗟の聲がどこから起こるかという、生活協同組合や農業協同組合は法律の保護を受けているのです、ほんのわずかな声はありますが、その保護に對して怨嗟の聲が起つてくるというのであります。それから、員外者の利用でできる状態の生活協同組合や農業協同組合の販売機構あるいはサービス事業、こういうものには、員外者が利用できるという状態が存在するということに對して、わづかであるが、その特権を取り上げてさへもらえれば、それで話は理論的には片づくんじゃないかと、こう思つたので、そして、これを理論的に片づけるということは相当な意義があると思つたので、私はぜひこれをひとつ取り上げて御実施をお願いいたしたい、このうお願いしてやまないわけなんです、政府としては根本的にはどうお考えになるか、承ることができればしあわせなんです。

○政府委員(竹下登君) いわば根拠法そのものの中から員外利用の問題を抜き出してしまへ、こういう御意見やに察し、理解いたしますが、これは非常に政治的にもむずかしい問題であると思つて、これは私も理解をいたしてありますが、これは単なる個人の思ひつぎでありますけれども、たとえばそういう販売、販売事業等によつてあつた利益は、指導事業だけにしか使つてはいけなかつたか、そういう逆な規定にすれば、おのずからそれらの販売事業等の分野が縮小されていくのではないかと、このことを私個人として考えてみたことがあるわけですが、その根拠法の中から員外利用の可能性を全く消滅、抹消してしまふということ、非常に困難なことであると思つたので、このように思つております。

○上原正吉君 私は、員外者利用をさせるなどというんではないです。員外者利用をさせることはけっこうだ、員外者利用をさせる組合の販売機構なりサービス事業なりは、特権を取り上げてしまへ、普通の商店と同じように取り扱へ、普通の事業と同じように取り扱へば話は簡単に片づくんだ、こういうことなんです。つまり、税法その他で多少の優待をされてゐるわけなんです。そういう優待を取り上げてしまつて、員外者を相手に商売する組合の事業は、組合としての特典を取り上げてしまへ、ほんのわずかなことなんだから、特典は、そうすれば理論的には片づいてしまふ。多大の特典があるなら、特典は、ほんのわずかな特典しかないのです。税法その他の関係で特典さえ取り上げてしまへば理論的に片がついてしまふ。その理論的に片がついてしまへば怨嗟の聲は起り得ない。お前たちも普通の中小企業と同じに一生懸命勉強すればいいじゃないかということになるれば、私は片づいてしまふ。政治的にも難問が解決するんじゃないかと、こう常々思つてゐるわけなんです。

○政府委員(竹下登君) 税法上のこと、組合自体が現に販売事業以外にいろいろの資産を持ち、その償却と一緒になつておるわけでありまして、だから、私もそれだけに對する恩恵を技術的に切り離してとり得るかどうかというのをいまも長官とも相談して、したが、これを検討していただきたいと、このように思つております。

○上原正吉君 私が申し上げてゐるのは、そういうむずかしい問題じゃないです。多少なりとも員外者利用ができるという状態で営業しておる組合の事業は、特典を取り上げてしまへ、全部の特典を取り上げてしまへ、それを取り上げるのがいまだつたら、員外者に利用させないような経営をやらせる、員外者に利用させるなら特典を全部取り上げてしまへ。それなら話が簡単に片づくんじゃないかと、こういうので

すので、この法律の趣旨を没却するようなあまり役所がおせっかいがましくやるというのはいかがかと、こういう考え方を申し上げておるわけでござい

○向井長年君　これは自主的というけれども、大企業に一応遠慮しておるといふことがあるのですよ。そりや團結を強めて自主的にやらなきゃならぬといふことはもちろんたてまえだ。しかし、それがやはり困難な情勢下にある

のじゃないかという、やはりおもんばかりであるから、大企業は一人立ちできますよ。それに遠慮する形でなくて、いい意味の行政指導ということ、は、そういう中にこそあってしかるべきだ。これは幾ら長官がそう言われてもいまの実態がやはりそうだ。商工組

合をつくつてもやはりまだ弱いですよ。そういう中から中小企業育成強化ということを言われている以上は、やはりこういう非常に何というか、弱いときに行政指導というものが強硬にあっても何らかしらはかまわない。そういう中からますます今後強くなってい

てやりなさいと言っても、やはり相手が大企業である。こういう立場を十分政府は認識して、適切な行政指導というものは、この中では私は必要である。こう思うわけです。意見も入っておりますが。

だいまの御意見であります、あくまでも法律の趣旨は、それは自主的に立ち上るという形であります、今日の中小企業庁の、私が通産省へまいりましてからの行政指導の実態を見ておりまして、たとえば大企業が進

出していくということを中小企業側がまだ感じない前に、そういう可能性を示唆いたしました、教唆煽動ではございませんが、示唆をいたしました、その事前に団結の体制をとらせるといふ行政指導を今日行なつておる。ただいま長官から先ほど説明しました最近のいろいろな問題についても、声が出てからでなく、その前の時点においてこれらに行政指導を行なつたという事例を私も知つて、非常にこれは喜ばしい行政指導ではないかというふうに考えておりますので、そういう趣旨を体して強力な行政指導をやるということは今後とも引き継いで強調したいと思ひます。

○近藤信一君 大企業が中小企業の事業分野に直接進出するということは、いろいろな意味から大企業も遠慮しながらやるような場合がある。しかし、一方その大企業が下請企業やそれから系列の企業を使って進出する場合があるわけなんです、しかし、今回の改正法からいいますと、それを規制するということではないわけなんだ。そういうことは、大企業はどうしても不請企業や系列を使って進出するということが将来考えられるのじゃないかと思ひ得るんですが、またそういうことがあり得ると私は思ひます。断言できると思ひますが、これについてどう考えておられますか。

○政府委員(中野正一君) いま先生の御指摘の場合は二つの場合があるのじゃないかと思ひますが、一つの場合は、いま御指摘のあったように従来からの下請を使ってやる、あるいは系列会社等を使って——大企業のほうからいふと使つて中小企業の分野に進出す

る。これは大企業の進出というふうには正確な意味で言えるかどうか非常に私は疑問があるのじゃないかと思ひます。ただ御指摘の場合の一つのやほりケースとして、いわゆる大企業がそのまま自分のところの会社の名前で進出すると非常に中小企業とトラブルを起すので、それを避ける意味で身がわりの会社を別につくるというのか、たとえば全部資本金を親会社が出して、それから人的にも親会社で主導権を握る形でやる。そういう場合に、その形のもの、いわゆる身がわり会社というものが中小企業者の定義に入るような規模であれば、この法律の適用は表向きでない、こういうことになるわけであります。その点もいろいろわれわれも考へてみたのでありますが、また御指摘のあったように、そういうケースがないかという点、これはあり得るというふうにもたはうが、いいのじゃないかと思ひます。ただ、そういう形で出た場合に、中小企業者の経営に非常な影響があるとか、あるいはこの法律で予定しているような不況要件等を満たすような事態を生ずるというふうな非常に大規模な進出というふうなことを大企業がやる場合に、わざわざ何か中小企業の会社をつくつて、そういう形でやるというものがはたして経済上に見て得策かどうか、非常に疑問がございしますので、まあそういうケースはないとは申せませんが、それは心配することはないんじゃないだろうかと、いふふうな考へて、この法案からは落としております。

それからもう一つは、そういうことをかりに規定しようとしたしますと、それが要するに大企業の資本なりあるいは人的支配下にあるかどうかというふうなことでいろいろな筆証責任というものが中小企業者の側に出るといふようなことで、実際交渉するときになかなかやっかいな問題も起こるといふようなことも考慮いたしまして、いろいろ考へた末にこの法案からそういうものは落としたのです。

○近藤信一君 特殊契約の締結につきましては、商工組合に限つてお認めになるわけなのでございしますが、どうしてそういうふうなことにしたのか。いわゆるその理由といひますか、この特殊契約は現行の組合協約とどんな違いがあるのか。この点はどうですか。

○政府委員(中野正一君) 商工組合は、中小企業者のその業種の大部分のものを利益を代表する団体としては、やはり中小商工組合が一番適当なんじゃないか。ほかにちよつとこれにかわるような団体も見つかりませんので、たとえば商工組合です、地方にあります商工組合とか、こういうふうなものにやらしたらどうかというお話もありましたが、これもいろいろ考へてみたんですが、地域団体でございしますので、ちよつと適切じゃないんじゃないかというところで商工組合に代表させたのでございします。それから、従来からある組合協約というふうなもの、相

当年度の法律のねらいのようないふことができるんじゃないかというふうなことも考へられるわけでありましたが、ただ、今度の特殊契約と従来からある組合協約、これは御承知のように商工組合でいろいろ調整事業なり安定事業というふうなものをやっておる際に、その同業者に対して自分たちのやっておるいろいろな規制、調整規程、そ

うようなものに従うように交渉するというのが組合協約でございまして、これはしたがいまして同業者との——相手が大企業である場合でも同業者との協定と、こういうことになるわけであります。したがいまして、この今度の改正で考へておられますように、その同業者でない、ほかの同業者種に属しない大企業がその業種に進出してくるといふような場合は、組合協約ではこれは交渉ができないことになりまして、このように規定が必要になつてくるわけであります。

○近藤信一君 いま御説明がございしましたが、特殊契約の締結につきましては、事業協同組合やそれから商店街振興組合、さらに環境衛生同業組合、これを今度は除外しておるわけですね。それはいま長官が説明されたような事業協同組合調整規程というものがあつた、こういうことであらうかと思ひますが、除外された理由です、これはどうですか。これはいま長官が説明されました調整規程があるからこれはいいんだと、こういうことかどうか。

○政府委員(中野正一君) 事業協同組合は御承知のように、要するに中小企業の皆さん方が任意に集まつて、いわゆる相互扶助の精神でいろいろな共同の事業をやろうというものでございします。その業種に属する中小企業の相当部分のものを網羅するといふような形になっていない——そういうものも確かにございします。そういうものが多いわけではございまして、商工組合についてはその業界の相当部分の人を入れておつて、しかもいろいろな合理化事業あるいは安定事業というふうなこ

とをやつておるといふ形でございします。その業種——当該資格業種ですね、資格事業に大企業が進出しようという場合には、やはり商工組合が適切じゃないかというふうに考へております。

○近藤信一君 今度の改正案で直接行政機構と関係するのは中小企業調停審議会だけでございまして、結局は主務大臣の調停、あつせん、その程度のもので、別に強制力がない、こういうことなんで、したがいまして、この事態の解決にある程度寄与するといふことができるかもしれませんけれども、まあ勧告に従わない場合にはこれは効果がありません、こういう結果にならうかと私思ひますが、紛争処理のためにはやはり独立した行政委員会を設置する、こういうふうなことがなされたほうがいいのじゃないかと私は思ひますが、この点はどうですか。

○政府委員(中野正一君) 確かに今度のわれわれの出しておる法案におきましては、中小企業調停審議会、従来からあります調停審議会の機能を充実にするといふことで、相当この関係が出てくるかと思ひますので、専門委員会を置く、あるいは関係行政機関の長に対して資料の提出というふうなことを求めるというように、調停審議会の権限は強化しております。しかし、今度のような大企業と中小企業との間の大企業の事業進出についての調停をするといふようなことは、やはり各産業の所管の業種を監督しております主務大臣の責任においてやることのはうがいいのじゃないか。これは何も通産大臣だけでなくて、農林関係の物資につ

ては農林大臣がやる、こういうことに

なるわけでございます。第三者のな
機構をつくって、いわゆる裁判所式
に、何か両方の話を聞いて調停案をつ
くって、それに強制力を持たせるとい
うようなことで、はたしてこれが経済
の実態に合うかどうか、いささかわれ
れば疑問を持っております。したが
いまして、やはり主務大臣の責任にお
いてそういう審議会の意見を聞いて、
主務大臣の責任において処理するとい
うことのほうが、このような経済的な
問題の処理には最も適しておるのじや
ないだろうかというふうに考えて、こ
の法案を提出したわけでございます。
○近藤信一君 調停、あつせんに従わ
なかつた場合、これはどういうことに
なりますか。幾ら大臣がこうせいとい
言つて調停案を出しても、これはだめ
だと……。

はまいりませんので、そういうものは
もっぱら行政的な指導面で十分効果が
あがるように補つていけるのじやない
かというふうに私は考えております。
○近藤信一君 長官は、まあ勧告して
調停案を公表する。公表するんだか
ら、まあ公表すればいいかなる因業な
れども従うんじやないかと、こう言わ
れますけれども、世の中には相当へそ
曲がりもおつて、幾ら勧告があろう
と、いやおれが営業しているんだから
おれのかつてだと、こういうような人
もないとは言えないわけですね。これ
に對しては、まあ勧告に従わなきや
しょうがないわというところにもなろ
うかと思うんですが、罰則もなんにも
これはないわけですね。そうすると、依
然として営業を続けるわけですね。こ
れはどうですか。
○政府委員(中野正一君) この法律の
趣旨に従つて調停案を主務大臣がつく
りました場合には、受諾を勧告するこ
と、同時にいわゆる説得するというこ
とで、これはわれわれとして努力をすれ
ば、相当私は効果はあるんじゃないか
というふうに期待をしていいんじゃない
かと思つております。
○向井長年君 関連。いま近藤委員の
言われた、説得するとか勧告するとか
言われておるけれども、大蔵省のいわ
ゆる銀行に対して、特に歩積み・兩建
ての問題がいろいろ問題になってお
り、たびたび勧告をしているが、なか
なかそれが実効が上らない。この間
発表されたのは、いわゆる行政的な制
裁を加えるということだったでしよ
う。そういう立場をとつておるんでは
よね、ある程度。したがって、いま行
政指導とかあるいは説得と言われる

が、まあそれもけっこうですが、やは
り最終的には公正な中小企業を守り、
この法案に従つた趣旨から出た問題に
ついては、やっぱり行政的な制裁を加
えるというところがあつてもいいんじ
やないですか。この点いかがですか。
○政府委員(中野正一君) この調停案
に従わない場合に、行政的な制裁とい
うか、まあどういふことがそういう
ことに該当するのかわかりませんが、
ちよつとそれは判断がむずかしいん
ですが、いわゆる普通の意味でいう行政
的な制裁というふうなものをこれにか
らめてやるんだということは、私は行
政の筋が違ふんじゃないかと。したが
つて、やはりこの法律の趣旨に従つて
われわれとしては、あくまでも受諾を
勧告し説得するというところでいくべ
きだというふうに私は考えます。
○向井長年君 だから、行政的な制裁
を加えるというところは、何も法案に書
かぬでもいいですよ、そういうことを
明確に指導の中で出していくことは、
實際問題としては、政府が勧告をし、
あつせんすることを受ける結果にな
ると思ふんですよ。したがって、そう
いうような表現のもとに、やはりそう
いう強硬な態度でおるんだということ
は私はあつてもしかるべきだと思ふ。
ただ、しかたなしに説得はするけれど
も、受けなかつたらやむを得ませんな
というふうなかつたやうであれば、これ
はやつぱり商売のことですから、それ
いうやはり強硬な行政指導だというこ
とは認識する必要はあるんじゃないか
と思ふんですよ、法案の中に示さなく
ても。こういう点はいかがですか。
○政府委員(中野正一君) この調停案
に従わない場合は、強い行政指導を行

なうということはやつていきたいと思
います。その行政指導なり説得の中
に、いま先生のおっしゃつたような意
味を含めて、強い行政指導ということ
で目的を達するようにいたしたいと思
います。
○鈴木一弘君 いまの話の調停案の公
表の問題ですが、法律案には「関係当
事者に示し」ということになつてい
るわけですが、関係当事者といふこと
と、商工組合に加盟しているところ
と、相手の企業体、大企業であるとい
ふことになるわけですね。そうすると、
その組合に加盟していないところの
なりなアウトサイダーの中小企業があ
るわけですね。そのほうがこの関係当
事者の中に入つてこない。そうすると、
場合によれば、大企業そのもののほう
は、まあじやうずにいって、調停がい
くけれども、中小企業自体の間の内部
の争いというものは、過当競争という
ものは避けられないようになってこ
うか。その点についてはどういうよう
に指導していく予定なんですか。
○政府委員(中野正一君) いま御指摘
がありましたように、調停案を作成し
て、これを関係当事者といふのは、交
渉をしておる大企業と商工組合とい
ふことでございまして。ただ、その調停案
は理由を付して公表するわけでありま
すから、これはそれ以外の関係の中小
企業の方々に十分これを示すという
ことで、関係の中小企業者の方々も大
企業の進出によつてどういふことにな
るかということは、実態がわかるわけ
でございまして、むしろ、そういう
場合はやはり商工組合へアウトサイ
ダーの方々もできるだけ入つていた
くように、われわれとしては行政指導

すべきだと思ひます。
○鈴木一弘君 アウトサイダーをこの
商工組合に加入させるということとは
かりますけれども、強制力はないわけ
です。いまのところではまだ千ぐら
いの結成の状態のようでありまして、
企業の自由ということにも関係して
くる。そういう点で組合に入れといつ
ても、先ほどの向井さんの質問のよう
に商工組合はえらく弱い。そういうこ
とから実現はなほだ困難じゃないか。
いまのような答弁だと、そういう関係
を示されれば納得できるだろう、そ
ういふことで終わつてゐるわけであ
る。それならば好都合である。大企業
の進出を防止できたら、アウトサイ
ダーも、おれはもうやろうじやないか、
商工組合を倒せといふところまで
は行きかねないと思ふ。そういう点
はこの法律案の中に出てこないわけ
であります。
○政府委員(中野正一君) いま御指摘
になつたような場合には、商工組合
で調整事業をやることになると思
います。したがつて、それがどうして
もアウトサイダーが組合の中に入つ
てきて協調するといふようなことは
むずかしい、しかも、業界全体の安
定のためには、いま言った調整規程
——生産制限であるとかいふような規制をやつ
ていふ場合には、それをアウトサイ
ダーで効力を及ぼさなければ業界全
体の安定がはかれないのだというこ
とには、団体法の五十六條の従来の
アウトサイダーの規制命令といふもの
を發動するといふことになつてゐる
わけですね。
○近藤信一君 交渉の相手方の大企業
は組合員である場合があるわけなん

すね、商工組合の。そうした場合には、これは組合の内部の問題なんだから、内部で話し合いがつく。したがって、団体交渉の対象とすることは適当でない、こういうふうな意見もあろうかと思うのですが、この点はどうか。

○政府委員(中野正一君) 大企業が商工組合のメンバーになっている場合です、これはたとえ従来から見ますと、組合規約とかあるいは調整規程等でこれを縛るということは当然できるわけでありまして、ただこの場合にはあくまで、たとえば生産制限等をする場合には、過去の実績であるとか設備能力とかいうようなことで実際には規制をするわけですが、要するに、メンバーである大企業をほかの組合員と同等に平等に扱うという原則があるわけでございますから、組合でございましては、したがって、その規程だけではなかなかうまく……。その大企業である組合員が大規模に拡張をやつて非常に組合員の皆さんが憂慮すべき事態に陥るという場合には、この規定で交渉ができるというふうに運用したいと思ひます。

○近藤信一君 そういたしますと、ぼくは理論的に問題があるんじゃないかと思ひますが、組合員としては商工組合の側に立つわけですね、それから交渉の相手としての地位にもこれはあるわけなんです、この二重人格的な立場に立つわけなんですけれども、そうすると私は大いに矛盾を感じるのじゃないかというふうに私は考えられるのです。

○政府委員(中野正一君) 確かに先生の御指摘のような矛盾を感じる面もあるかと思ひますが、商工組合が進出し

ようとする大企業と交渉するときは、いわゆる特別議決ということをやりますして三分の二以上の賛成がなければいけない、こういうことにしておきますので、その組合員としては、そのときに交渉するのはいかにかどうかというときに、メンバーである大企業が相談に乗るというか、議決権はあるわけでありまして、やはり商工組合として交渉するかどうかということを経るべきであるという大多数の意見で交渉をするときは、組合員であつてもやはりその交渉に應ずるという義務はあると思ひます。

○近藤信一君 今度の改正で、下部の単位組合が定款で特殊契約を行なうなという旨を記載している場合に限り連合会が特殊契約を締結できるわけでございますが、しかし下部の単位組合にしてもやはり特殊契約を行なうということになりまして、定款に書かない場合があるのです。これは必ずしもこの定款に書くとは考えられない。書かない場合がある、定款に書かない場合があるということになれば、定款にも記載してない場合、そういうときはどうなりますか。

○政府委員(中野正一君) この規定は、やはり連合会と下部の組合とがダブって交渉できる規定になるとかえって混乱しますので、実際の場合には全国的な規模で問題を取り上げるという場合が多いので、地方的な商工組合があつてその連合会があるという場合は、定款によつて上位の連合会へ権限を移譲するというか、そういうことが普通じゃないかと思つてこの規定を置

いたわけでございます。

○近藤信一君 もし連合会の下部組合で、この一組合でも定款に特殊契約をきめていた場合には当該連合会といひますか、その連合会では特殊契約を締結できないことになるといふようにも解せられるが、この場合はどういう対策なり、また措置というものをとつていかれるのか、この点はどうか。

○政府委員(中野正一君) いま先生の御指摘のような場合もあるかと思ひます。たとえば地方の地域的な商工組合の地域だけの問題というふうな場合もあるかと思ひますので、いま言つたように地方の商工組合、地域的な商工組合で、そういう交渉の権限を規定するというようなこともあるかと思ひます。ただ御指摘のような全国的な規模の問題を解決せよといふかぬというふうな場合に、そういう事態が起こつた場合に、下部の一部の地域組合に上部団体への権限移譲の規定がないというふうな場合は、交渉に差しつかえますので、行政指導によつて上部の団体に権限を与えるようにやらしい。またそれは全国規模で解決せよにならぬといふときには、下部の組合も当然同調してくれるというふうなわれわれは考えております。

○近藤信一君 連合会の場合には、一県一連合会、また全国連合会、こういうふうなことになるのではなからうかと思ひますが、この点はどうですか。

○政府委員(中野正一君) 御承知のように、商工組合は府県単位が原則でございます。まして、連合会は全国規模ということになっております。

○近藤信一君 そういたしますと、

商工組合の組織は、市郡というふうな単位ではなくて、一県一組合、そうすると連合会といふのは全国連合会だけが組織できる、こういうわけですね。

○政府委員(中野正一君) そのとおりでございます。

○委員長(前田久吉君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(前田久吉君) 速記をつけてください。

○委員長(前田久吉君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

電源開発促進法の一部を改正する法律案審査のため、明二十六日参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(前田久吉君) 御意議ないと認めます。

なお、明日の参考人の人選等につきまして、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(前田久吉君) 御意議ないと認めます。

午後三時四十七分散会

六月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、競輪選手制度改善に関する請願

の趣旨反対の請願(第二九七号)

一、日本電気計器検定所法案廃案に関する請願(第二二〇八号)

一、一般物価の値上げ反対及び独占価格の引下げに関する請願(第三〇九二号)(第三一五二号)

一、公衆浴場業に対する特別融資等に関する請願(第三二一九号)

一、電話加入者事業協同組合の強化に関する政府の緊急措置の請願(第三二二二号)(第三二二三号)

第二九七号 昭和三十九年六月十二日受理

競輪選手制度改善に関する請願の趣旨反対の請願

請願者 神奈川県川崎市議会議長 青山正市

紹介議員 鈴木 恭一君

この請願の趣旨は、第二九三五号と同じである。

第三〇〇八号 昭和三十九年六月十二日受理

日本電気計器検定所法案廃案に関する請願(第二二〇八号)

請願者 埼玉県大宮市日進町一通産省大宮日進宿舍内 金井明外二百七十二名

紹介議員 近藤 信一君

電気計器検定所法(案)は、国と社団法人電気協会が執行している取引用電気計器(積算電力計等)の検定を特殊法人電気計器検定所に移管することを内容としており、電気試験所に働く五百名の労働者を中心に全商工労働組合の労働者は国家公務員労働組合の支持のもとに二年來、左記の理由により反対してきたものであるから、同法案を廃案

にせられたいとの請願。

理由

一、首切り、賃金ストツプの可能性について具体的に通産省当局を追求したのに対し、この点を明らかにしないまま一方的に法律を制定し、その既成事実の上にたつて移管を強行しようとしている。

二、新機関が人事・業務等の面で実質的に九電力会社の支配下におかれることになる。また、電気の売買の基準になる計器の検定の中立性を放棄して電力会社の自由にかせることは許せない。

三、新機関は約五億円の国有財産を無償で出資させ、しかも、電気協会に毎年三千万円を地代として支払うことになっているが、このようなやり方は国民の犠牲において電力会社をもうけさせるものでない。

四、この移管は、長期的な検定行政のあり方の検討もされないまま、電気試験所の内部事情の処理のしわ寄せとして行なわれようとしているもので、このような国民をばかにした行政を許すわけにはいかない。

第三〇九二号 昭和三十九年六月十六日受理

一般物価の値上げ反対及び独占価格の引下げに関する請願

請願者 宮崎県都城市下水流町

長友志郎外百五十五名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第九五〇号と同じである。

第三一五二号 昭和三十九年六月十七日受理

一般物価の値上げ反対及び独占価格の引下げに関する請願

請願者 東京都港区麻布飯倉六

ノ一三郵政省電波監理

局内全電波労働組合本

省支部内 栗飯原洋外

百四十五名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第九五〇号と同じである。

第三一二九号 昭和三十九年六月十六日受理

公衆浴場業に対する特別融資等に関する請願

請願者 東京都千代田区神田豊

島町四全国公衆浴場業

環境衛生同業組合連合

会理事長 板倉晴二

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一八四〇号と同じである。

第三二一二号 昭和三十九年六月十八日受理

電話加入者事業協同組合の強化に関する政府の緊急措置の請願

請願者 東京都港区芝新橋六ノ

六全国電話加入者事業

協同組合連合会代表理

事 大塚正外二十一名

紹介議員 川上 為治君

電話加入者事業協同組合の健全なる発展を図るため、年間必要資金として五十億円の政府資金の導入を仰ぎたいから、当組合の使命等をご賢察の上早急に予算措置を講ぜられたいとの請願。

理由

電話加入者事業協同組合は、「中小企業等協同組合法」並びに「電話加入権質に関する臨時特例法」の精神に基づき、中小企業者特に小規模企業者に対し、電話の新設を容易にし、かつその電話加入権を質とすることにより、低利安全な資金の融資が得られ、もつて事業の発展を期することを目的とする協同組合である。

現在政府関係の中小企業関係金融機関として、国民金融公庫並びに中小企業金融公庫が存在し、当組合と同様電話加入権質の融資も取扱っているが、この小口融資制度も実際には(1)調査並びに借入れまでに日数がかかり過ぎる。(2)調査項目がきわめてむずかしい。(3)融資条件に当てはまらない。等の事情により借りたい者は沢山おるにもかかわらず容易に借りられないのが実情である。

当組合は資金量さえ豊富に導入されれば零細金融の円滑化に資することじんだなものがある。か様な見地から中小企業団体中央会の全国大会においても、数度にわたり当組合に対する金融上の優遇措置を講ぜられたいとの決議が満場一致をもつて採択されている。

最近中小企業関係の資金繰りは極度に悪化し、倒産するもの若しくは倒産寸前の業者も続出している現況であり、当協同組合の実績と基盤をこの際政府資金の大幅な導入により更に拡大し、小規模企業者に対し、電話だけに依存することなく適当な保証人二人の保証を条件として、手形割引を行ない、経営上必要な資金の貸付け及び他の融資の媒介を行ない、

もつてその事業活動を促進、中小企業対策の一環としての使命を完遂することが当面の急務であると思う。この様な見地から、当組合は小規模企業者貸付資金として、年間必要資金として、五十億円の政府資金の導入を仰ぎたい。

第三二二三号 昭和三十九年六月十八日受理

電話加入者事業協同組合の強化に関する政府の緊急措置の請願

請願者 東京都港区芝新橋六ノ

六全国電話加入者事業

協同組合連合会内 山

口菊次郎外一名

紹介議員 豊田 雅孝君

この請願の趣旨は、第三二一二号と同じである。

昭和三十九年七月二日印刷

昭和三十九年七月三日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局